

条例等立案表

<p>題名 市町村立学校の設置、廃止等の手続に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名 学校政策課</p> <p>担当者名 久田 真由美</p> <p>電話番号 三一二〇</p>
<p>制定理由 学校教育法等の一部が改正されたことに伴い、市町村の設置する幼稚園の設置廃止等の手続に関し、所要の改正を行う必要がある。</p>	
<p>あらまし 一 市町村の設置する幼稚園の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項(以下「設置廃止等」という。)に係る徳島県教育委員会(以下「県委員会」という。)の認可を不要とするとともに、市町村が当該設置廃止等を行おうとするときは、あらかじめ県委員会に届け出なければならないものとした。 二 その他所要の改正を行うこととした。 三 この規則は、公布の日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	
<p>関係法規 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号) 学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)</p>	
<p>法令審査会 要・否</p>	
<p>備考</p>	

徳島県教育委員会規則第 号

市町村立学校の設置、廃止等の手続に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年 月 日

徳島県教育委員会

委員長 佐藤 盛仁

市町村立学校の設置、廃止等の手続に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の設置、廃止等の手続に関する規則（昭和三十三年徳島県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「法第四条」の下に「、第四条の二」を加える。

第六条中「令第二十三条第一号」を「令第二十三条第一項第一号」に改める。

第七条中「令第二十三条第二号」を「令第二十三条第一項第二号」に改める。

第八条第三項中「令第二十三条第四号」を「令第二十三条第一項第四号」に改める。

第九条の見出し中「幼稚園、」を削り、同条中「令第二十三条第九号」を「令第二十三条第一項第九号」に改め、「幼稚園」を削る。

第十条の見出しを「（幼稚園又は義務設置学校の設置、廃止）」に改め、同条第一項中「令第二十五条第一号」を「法第四条の二、令第二十五条第一号」に改め、同条第一項第三号中「生徒（児童）」を「生徒（児童、幼児）」に改め、同条第一項第八号中「生徒（児童）」を「生徒（児童、幼児）」に改め、同条第二項中「令第二十五条第一号」を「法第四条の二、令第二十五条第一号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

改正案	現行
<p>(設置者の変更)</p> <p>第四条 法第四条、第四条の二又は学校教育法施行令(以下「令」という。)第二十五条第二号の規定により学校の設置者の変更の認可又は届出をしようとする者は、規則第十四条に規定するもののほか、第二条第一項第一号から第六号まで、第八号及び第九号に規定する書類を添え、県委員会に申請又は届出をしなければならない。市町村立又は市町村組合立の高等学校を県立に移管することを申請しようとするときもまた同様とする。</p>	<p>(設置者の変更)</p> <p>第四条 法第四条又は学校教育法施行令(以下「令」という。)第二十五条第二号の規定により学校の設置者の変更の認可又は届出をしようとする者は、規則第十四条に規定するもののほか、第二条第一項第一号から第六号まで、第八号及び第九号に規定する書類を添え、県委員会に申請又は届出をしなければならない。市町村立又は市町村組合立の高等学校を県立に移管することを申請しようとするときもまた同様とする。</p>
<p>(学校の位置の変更)</p> <p>第六条 令第二十三条第一項第一号、第二十五条第三号又は第二十六条第二号の規定により、学校の位置の変更の認可を受けようとする者又は届出をしようとする者は、規則第五条第一項に規定するもののほか、第二条の規定に準じて必要な書類を添え、県委員会に申請又は届出をしなければならない。</p>	<p>(学校の位置の変更)</p> <p>第六条 令第二十三条第一号、第二十五条第三号又は第二十六条第二号の規定により、学校の位置の変更の認可を受けようとする者又は届出をしようとする者は、規則第五条第一項に規定するもののほか、第二条の規定に準じて必要な書類を添え、県委員会に申請又は届出をしなければならない。</p>
<p>(高等学校の学科、専攻科又は別科の設置廃止)</p> <p>第七条 令第二十三条第一項第二号の規定により高等学校の学科、専攻科又は別科を設置し、又は廃止の認可を受けようとする者は、規則第十一条又は第十五条に規定するもののほか、第二条の規定に準じて必要な書類を添え、県委員会に申請しなければならない。</p>	<p>(高等学校の学科、専攻科又は別科の設置廃止)</p> <p>第七条 令第二十三条第二号の規定により高等学校の学科、専攻科又は別科を設置し、又は廃止の認可を受けようとする者は、規則第十一条又は第十五条に規定するもののほか、第二条の規定に準じて必要な書類を添え、県委員会に申請しなければならない。</p>
<p>(学級編制又はその変更)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 令第二十三条第一項第四号の規定により特別支援学校の高等部の学級の編制及びその変更の認可を受けようとする者は、前項の規定に準じて必要な書類を添え、県委員会に申請しなければならない。</p>	<p>(学級編制又はその変更)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 令第二十三条第四号の規定により特別支援学校の高等部の学級の編制及びその変更の認可を受けようとする者は、前項の規定に準じて必要な書類を添え、県委員会に申請しなければならない。</p>
<p>(高等学校又は特別支援学校の分校の設置、廃止)</p> <p>第九条 令第二十三条第一項第九号の規定により、高等学校又は特別支援学校の分校の設置又は廃止の認可を</p>	<p>(幼稚園、高等学校又は特別支援学校の分校の設置、廃止)</p> <p>第九条 令第二十三条第九号の規定により、幼稚園、高</p>

受けようとする者は、規則第七条又は第十五条に規定するもののほか、第二条の規定に準じ必要な書類を添え県委員会に申請しなければならない。

(幼稚園又は義務設置学校の設置、廃止)

第十条 法第四条の二、令第二十五条第一号又は第四号の規定により、学校(分校を含む。)を設置しようとする者は、規則第三条又は第七条に規定するもののほか、次の書類を添え県委員会に届け出なければならない。

- 一・二 (略)
- 三 学年別、学級別、男女別、生徒(児童、幼児)数及び教員数に関する調書
- 四〇七 (略)
- 八 通学区域別の生徒(児童、幼児)数及び通学距離を記入した縮尺二万五千分の一の市町村の図面
- 九・十 (略)

2 法第四条の二、令第二十五条第一号又は第四号の規定により、学校(分校を含む。)を廃止しようとする者は、規則第十五条に規定するもののほか、廃止に関する当該地方公共団体の条例の写しを添えて県委員会に届け出なければならない。

等学校又は特別支援学校の分校の設置又は廃止の認可を受けようとする者は、規則第七条又は第十五条に規定するもののほか、第二条の規定に準じ必要な書類を添え県委員会に申請しなければならない。

(義務設置学校の設置、廃止)

第十条 令第二十五条第一号又は第四号の規定により、学校(分校を含む。)を設置しようとする者は、規則第三条又は第七条に規定するもののほか、次の書類を添え県委員会に届け出なければならない。

- 一・二 (略)
- 三 学年別、学級別、男女別、生徒(児童)数及び教員数に関する調書
- 四〇七 (略)
- 八 通学区域別の生徒(児童)数及び通学距離を記入した縮尺二万五千分の一の市町村の図面
- 九・十 (略)

2 令第二十五条第一号又は第四号の規定により、学校(分校を含む。)を廃止しようとする者は、規則第十五条に規定するもののほか、廃止に関する当該地方公共団体の条例の写しを添えて県委員会に届け出なければならない。

市町村立学校の設置、廃止等の手続に関する規則の一部改正について

学校政策課

1 改正の概要

「地域の自主性・自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、平成23年5月2日に施行され、同日付で学校教育法等の法律が改正され施行された。

このことに伴い、市町村の設置する幼稚園の設置廃止等に係る事務の処理又はその方法について次のとおり整備を行う。

市町村の設置する幼稚園の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項に係る徳島県教育委員会（以下「県委員会」という。）の認可を不要とするとともに、市町村が当該設置廃止等を行おうとするときは、あらかじめ県委員会に届け出なければならないこととする。

2 施行期日

公布の日から施行する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 新旧対照条文（文部科学省関係抜粋）

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>第四条 次各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会</p> <p>三 (略)</p> <p>2、3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>第四条 国立学校、この法律によつて設置義務を負う者の設置する学校及び都道府県の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）のほか、学校（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても同様とする。）の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 市町村の設置する幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会</p> <p>三 (略)</p> <p>2、3 (略)</p>

(削除)

4 |
(略)

第四条の二 市町村は、その設置する幼稚園の設置廃止等を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない

4 | 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第

一項の指定都市の設置する幼稚園については、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該幼稚園を設置する者は、同項に規定する事項を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

5 |
(略)

(新設)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省関係政令の整備に関する
政令 新旧対照条文

○学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第三章 認可、届出等</p> <p>第一節 認可及び届出等</p> <p>（法第四条第一項の政令で定める事項）</p> <p>第二十三条 法第四条第一項（法第百三十四条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項（<u>法第四条の二に規定する幼稚園に係るものを除く。</u>）は、次のとおりとする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 市町村の設置する高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の分校の設置及び廃止</p> <p>十・十一 （略）</p> <p>2 法第四条の二に規定する幼稚園に係る法第四条第一項の政令で定める事項は、分校の設置及び廃止とする。</p>	<p>第三章 認可、届出等</p> <p>第一節 認可及び届出等</p> <p>（法第四条第一項の政令で定める事項）</p> <p>第二十三条 法第四条第一項（法第百三十四条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 市町村の設置する幼稚園（指定都市の設置するものを除く。）、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の分校の設置及び廃止</p> <p>十・十一 （略）</p> <p>（新設）</p>